

○交通規制の上申等の要領について

平成10年5月11日

兵警交規例規第15号

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う交通規制（以下「公安委員会規制」という。）の上申要領並びに法第5条及び第114条の3の規定に基づき、交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長（以下「警察署長等」という。）の権限で行う交通規制（以下「署長規制」という。）の報告要領について、必要な事項を定めるものとする。

第2 公安委員会規制の上申要領等

1 交通規制上申書の作成及び登録

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）及び警察署長等は、公安委員会規制の必要があると認めるときは、交通規制総合管理システム（情報管理システムを利用して行う対象業務の一つであって、交通安全施設等の管理情報登録、交通規制の管理情報登録等を行うシステムをいう。以下「システム」という。）により交通部長が定める様式の交通規制上申書（以下「上申書」という。）の作成及び登録をするものとする。

2 上申の要領

- (1) 交通規制課長は、前記1に規定する上申書の作成及び登録をしたときは、当該上申書により速やかに本部長に上申するものとする。
- (2) 警察署長等は、前記1に規定する上申書の作成及び登録をしたときは、交通規制課長と協議の上、当該上申書により速やかに本部長に上申（交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。） 経由）をするものとする。

第3 署長規制の報告要領等

警察署長等は、署長規制を行うときは、システムにより交通部長が定める様式の署長規制実施決定書（以下「決定書」という。）を作成し、当該決定書により本部長に報告（交通規制課経由。以下同じ。）をするものとする。ただし、高速隊長は、降雨等により臨時の署長規制を行ったときは、当該署長規制を行った日の属する月の翌月の5日までに、交通部長が定める様式の臨時交通規制実施一覧表により本部長に報告をすること。

第4 その他

上申書及び決定書の作成要領その他のシステムの取扱いについては、交通部長が定める。